

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、電波法の目的及び電波法に規定する用語の定義を述べたものである。電波法（第1条及び第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① この法律は、電波の A な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
 ② 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための B をいう。
 ③ 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその C を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

	A	B	C
1	公平かつ能率的	電气的設備	監督
2	公平かつ能率的	通信設備	管理
3	有効かつ適正	通信設備	監督
4	有効かつ適正	電气的設備	管理

[2] 次の記述は、申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、 A、周波数、 B 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 C その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

	A	B	C
1	無線設備の設置場所	空中線の型式及び構成	混信の除去
2	無線設備の設置場所	空中線電力	電波の規整
3	電波の型式	空中線の型式及び構成	電波の規整
4	電波の型式	空中線電力	混信の除去

[3] 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数の A、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
 ② 受信設備は、その副次的に発する B が、総務省令で定める限度を超えて他の C に支障を与えるものであってはならない。

	A	B	C
1	偏差及び幅	電波又は高周波電流	無線設備の機能
2	偏差及び幅	電波	受信設備の機能
3	偏差	電波又は高周波電流	受信設備の機能
4	偏差	電波	無線設備の機能

[4] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
J 3 E	振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	<input type="text"/> A
G 7 W	角度変調で位相変調	<input type="text"/> B	次の①から⑥までの組合せのもの ① 無情報 ② 電信 ③ ファクシミリ ④ データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 ⑤ 電話（音響の放送を含む。） ⑥ テレビジョン（映像に限る。）
F 2 D	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	<input type="text"/> C

- | | | |
|---|---|---|
| <p>A</p> <p>1 電話（音響の放送を含む。）</p> <p>2 ファクシミリ</p> <p>3 ファクシミリ</p> <p>4 電話（音響の放送を含む。）</p> | <p>B</p> <p>デジタル信号である2以上のチャンネルのもの</p> <p>アナログ信号である2以上のチャンネルのもの</p> <p>デジタル信号である2以上のチャンネルのもの</p> <p>アナログ信号である2以上のチャンネルのもの</p> | <p>C</p> <p>データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令</p> <p>データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令</p> <p>テレビジョン（映像に限る。）</p> <p>テレビジョン（映像に限る。）</p> |
|---|---|---|

[5] 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に A のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の（1）から（4）までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。
- （1） 平均電力が20ミリワット以下の無線局の無線設備
- （2） B の無線設備
- （3） 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- （4） （1）から（3）までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- ② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

- | | |
|---|---|
| <p>A</p> <p>1 無線従事者</p> <p>2 無線従事者</p> <p>3 取扱者</p> <p>4 取扱者</p> | <p>B</p> <p>移動する無線局</p> <p>移動しない無線局</p> <p>移動する無線局</p> <p>移動しない無線局</p> |
|---|---|

[6] 次の記述は、主任無線従事者の講習について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局（総務省令で定める無線局を除く。）の免許人等（免許人又は登録人をいう。以下同じ。）又は電波法第70条の9（登録人以外の者による登録局の運用）第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、主任無線従事者を A 無線設備の B に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ② 免許人等又は電波法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、①の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から C に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

A	B	C
1 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	技術操作の管理	5年以内
2 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	操作の監督	3年以内
3 選任するときは、あらかじめ	操作の監督	5年以内
4 選任するときは、あらかじめ	技術操作の管理	3年以内

[7] 次の記述は、無線局を運用する場合の空中線電力について述べたものである。電波法（第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の（1）及び（2）に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- （1）免許状又は登録状に A であること。
- （2）通信を行うため B であること。
- ② ①の（1）に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は C の罰金に処する。

A	B	C
1 記載されたもの	十分なもの	100万円以下
2 記載されたもの	必要最小のもの	50万円以下
3 記載されたものの範囲内	十分なもの	50万円以下
4 記載されたものの範囲内	必要最小のもの	100万円以下

[8] 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、 B についてはこの限りでない。

注 電波天文業務とは、宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B
1 他の無線局	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
2 他の無線局	遭難通信、緊急通信及び安全通信
3 放送の業務の用に供する無線局	遭難通信、緊急通信及び安全通信
4 放送の業務の用に供する無線局	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

[9] 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する A が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して B 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する A が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する A が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに C しなければならない。

	A	B	C
1	電波の強度	3箇月以内の期間を定めて	①の停止を解除
2	電波の強度	臨時に	当該無線局に対してその旨を通知
3	電波の質	3箇月以内の期間を定めて	当該無線局に対してその旨を通知
4	電波の質	臨時に	①の停止を解除

[10] 次の記述は、無線局の免許の取消しについて述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き A 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けたとき。
- (4) 不正な手段により識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (5) B の停止の命令又は C の制限に従わないとき。
- (6) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	3箇月	無線局の運用	通信の相手方若しくは通信事項
2	3箇月	電波の発射	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力
3	6箇月	無線局の運用	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力
4	6箇月	電波の発射	通信の相手方若しくは通信事項

[11] 次に掲げるもののうち、無線従事者が総務大臣から3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがあるときに該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 正当な理由がないのに無線通信の業務に5年以上従事しなかったとき。
- 2 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 3 無線局の運用を6箇月以上休止したとき。
- 4 免許証を失ったとき。

[12] 次に掲げる書類のうち、固定局に備え付けておかなければならないものはどれか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許状
- 2 無線設備の取扱説明書
- 3 無線従事者選解任届の写し
- 4 電波法及びこれに基づく命令の集録